

## 風しんを予防しましょう!

風しんは妊娠初期に感染すると生まれてくる赤ちゃんが、白内障、心疾患、難聴などの障がいを持つ可能性があります。

妊娠を希望される方は、生まれてくる赤ちゃんを守るためにもワクチン接種をお勧めします。

また、周囲の方も風しんが流行しないように抗体検査を受けて、抗体が十分でない場合は、予防接種を受けましょう。

昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性の方には・・・

### 〈 風しん抗体検査及び予防接種事業 〉

【実施の流れ】

- ① 昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性に対し、クーポン券を送付
  - ② クーポン券を持参し、風しん抗体検査を受検
  - ③ 抗体検査の結果、十分な量の抗体がない場合、風しん予防接種を実施
- \* 令和2年4月にお送りしたクーポン券を使用して、医療機関又は健康診断の際に抗体検査を受けてください。
- \* クーポン券には使用期限（抗体検査は令和2年12月末まで）があります。ご注意ください。

妊娠を希望する女性や妊婦の夫には・・・

### 〈 風しんワクチン接種緊急助成事業 〉

【実施の流れ】

- ① 19歳以上50歳未満の妊娠を希望する女性又は妊婦の夫で、風しんワクチン接種を希望される方は、接種前に役場下記窓口まで必要書類を取りにきてください。
  - ② 医療機関で、ワクチン接種後料金を支払い、接種済証と領収書をもらう。
  - ③ 役場下記窓口で、必要書類とともに接種に要した費用の助成（上限10,000円）を申請する。
- \* 助成期間は、令和3年3月31日までです。
- \* 妊婦は、接種を受けることができませんので、接種前に妊娠していないか必ず確認してください。
- また、接種後2ヶ月は避妊してください。

申請・お問合せ先▶健康福祉課健康推進係（10番窓口）☎64-1120

## 特別児童扶養手当のご案内

特別児童扶養手当とは、20歳未満で身体や知的または精神に中程度以上の障がいを有する児童を監護する父または母、もしくは父母にかわって児童を療育している者に支給される手当です。

ただし、次のいずれかに当てはまるときは、手当は支給できません。

- ① 受給者（申請者）や対象児童が、日本国内に住所を有しないとき。
- ② 対象児童が児童福祉施設等に入所しているとき。
- ③ 対象児童が障害を事由とする年金を受けることができるとき。

手当額（月額）児童一人につき

1級 52,500円 2級 34,770円

※所得による手当の支給制限があります。また、毎年4月に消費者物価指数の変動率に応じて手当額が改正されることもあります。該当される方は健康福祉課福祉係までお問い合わせください。

お問合せ先▶健康福祉課福祉係（11番窓口）☎64-1120

## 後期高齢者医療制度の被保険者証の色が「うすいオレンジ色」から『うすい緑色』に変わります

令和2年7月31日の有効期限満了に伴い被保険者証（保険証）が更新されます。新しい保険証は『うすい緑色』です。7月初旬頃から順次、簡易書留にて郵送いたします。

### ○今回お届けする『うすい緑色』の保険証は7月1日から使用できます

新しい保険証が届くまでは現在お持ちの保険証「うすいオレンジ色」をご使用ください。

（「うすいオレンジ色」の保険証は8月1日以降使用できません。）

※令和2年度住民税の課税所得により、一部負担金の割合が変更になっている場合がありますのでご確認ください（住民税の各種控除後の課税所得額が145万円以上の被保険者のいる世帯の方は、一部負担金の割合が3割となります。）

（例）今まで1割負担であった方が3割負担に変更となる場合「3割（令和2年7月31日までは1割）」と表示されます。

### ○現在お持ちの保険証「うすいオレンジ色」について

新しい保険証『うすい緑色』がお手元に届き次第、「うすいオレンジ色」の保険証は、役場にお越しの際にご返却いただくか、ご自分で細かく裁断するなどして、住所・氏名などが他人に知られないよう十分ご注意のうえ、処分してください。

### ○新型コロナウイルス感染症の影響に伴い納付が困難となった方へ

保険証を郵送する際、「新型コロナウイルス感染症の流行に伴う保険料の減免について」のリーフレットを同封します。新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し納付が困難な方は、申請していただくことで保険料が減免される場合がありますのでご確認ください。ご不明な点がございましたらお問合せください。

お問合せ先▶健康福祉課健康推進係（8番窓口）☎64-1120

## 医療費受給者証更新のお知らせ

健康福祉課☎64-1120 各担当係まで

該当する方に通知を郵送しますので、7月31日金までに更新手続きにお越しくさいます。

	重度心身障害児者医療	老人医療	乳幼児・子ども医療
必要なもの	・今お持ちの受給者証 ・印鑑 ・健康保険証 ・身体障害者手帳	・今お持ちの受給者証 ・印鑑 ・健康保険証 ・世帯全員の通帳もしくは金融機関発行の残高証明書	・今お持ちの受給者証 ・印鑑 ・保護者様及びお子様の健康保険証
担当係	福祉係（11番窓口）	健康推進係（8番窓口）	健康推進係（8番窓口）

※代理申請も可能です。土日の受付は行いません。